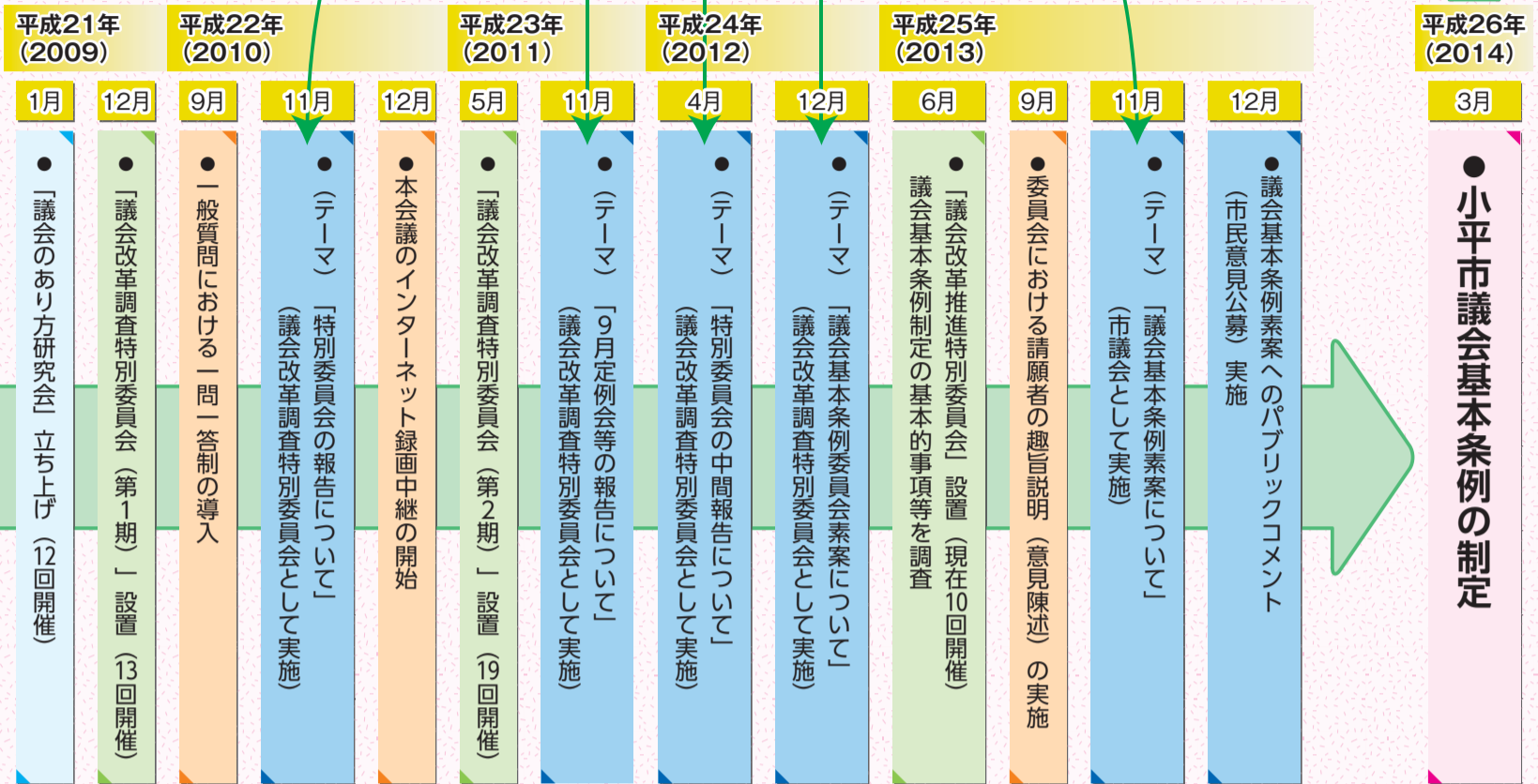


議会改革の これまでの 歩み

市民と議会の意見交換会 開催

議会基本条例の本旨を生かし、
市民生活のさらなる向上を！



小平市議会 市民と議会の意見交換会 (議会報告会)を開催します

議会基本条例が制定されて、議会はどう変わるのか？
このたび制定いたしました小平市議会基本条例をもとに、
これからの議会のあり方について、皆さんと意見交換を行う
会を開催します。ご参加をお待ちしています。

- と き** 平成26年6月14日(土) 午後2時～
※所要時間は2時間程度を予定しています
- と ころ** 健康センター4階視聴覚室
- 内 容** 基調講演、意見交換など
- 講 師** 廣瀬克哉さん
法政大学教授(法学部 政治学科)
自治体議会改革フォーラム呼びかけ人代表
- 費 用** 無料
- 定 員** 80人程度 ※当日会場へ(先着順)



意見交換会の様子(平成25年11月16日 会場:学園西町地域センター)

市民の皆さんからの声

(意見交換会でのご意見やアンケートから要旨を抜粋)
※意見交換会等で寄せられたご意見と市議会の考え方は、市議会ホームページに掲載しています。また、議会事務局でもご覧になれます。

議会が議会のあり方について条例をつくらうと
していることを心強く思う。さすが小平！とい
う気持ち。私たち市民もきちんと考え、かかわ
っていく努力をしなくてはと思った。

災害時の議会の対応については具体的に
動けるような仕組みが必要。

議会基本条例の制定で、これまでの議会と
どう変わるの？

市民の意見や地域課題をどのような方法で把握
し、それを市長とともに共有する手段がなくて
は議論にならない。行政側が所有している情報
を効率的に、行政側に負担をかけずに共有する
具体的な方法を話し合ってもらいたい。

条例の制定によって議会や議員の活動が制約
されることのないようにしてほしい。

皆さんの声をもとに話し合い、
具体的な改革につなげていきます！

小平市議会基本条例は、議会事務局(市役所7階)、市政資料コーナー(市役
所1階)、東部・西部出張所で閲覧できます。また、小平市議会ホームページ
(<http://www.city.kodaira.tokyo.jp/gikai/>)でもご覧になれます。

問 合 せ 小平市議会 議会事務局
☎ 042(346)9566
FAX 042(346)9567
✉ gikai@city.kodaira.lg.jp

